

令和8年第2回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和8年2月24日（火）第2回鹿沼市農業委員会総会を鹿沼市役所大会議室において開催した。

出席者委員

1番 田野井 晃 造	2番 田 島 正 男	3番 竹 澤 靖
4番 関 口 清	5番 高 村 秀 男	6番 柴 田 忠
7番 小 林 和 夫	8番 仲 田 裕 子	9番 黒 川 幸 昭
10番 奈 良 茂 男	11番 早乙女 八重子	12番 神 長 守 雄
13番 松 井 研 吉	14番 小 平 敏 男	15番 安 生 芳 子
16番 神 山 卓 也	17番 金 子 重 博	18番 大 森 用 子
19番 青 木 正 好		

(19名)

欠席委員

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 橋 本 寿 夫	農地調整係長 大 貫 友 美
	主 査 永 嶋 将	主 事 渡 邊 妃奈乃
	主 事 半 田 まゆか	

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 大 貫 友 美

—◇—

◎議長（大森用子会長。以下議長）は午前10時00分に令和8年第2回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り、次の者を指名し決定した。

4番 関 口 清 委員、13番 松 井 研 吉 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程第2、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明

いたします。今回は売買6件、賃借権設定7件、使用賃借権設定1件の合計14件の許可申請が提出されました。そのうち、議案書1ページの1番から議案書2ページの4番までと、議案書3ページの8番から議案書5ページ及び6ページの14番までの案件につきましては、新規就農の案件となります。これらの案件は事前に聞き取り調査を、1番から4番は関口清農業委員、黒川幸昭農業委員、須藤幸雄推進委員が、8番から13番は大森用子会長、金子重博農業委員、大森泰文推進委員が、14番は青木正好農業委員、鈴木登推進委員が行いました。詳しくは別添の新規就農者面談記録のとおりになり、この後の委員の意見でも説明があります。また、別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎関口 清委員 1番から4番の奈佐原町の件は、塩山町の●●さん、●●さん、奈佐原町の●●さん、樺山町の●●さんから、上野町の●●さんへの売買です。●●さんはイチゴ栽培のためのハウスを建設するというので新規就農でありまして、2月9日に面談を行いまして積極的に進めていきたいという本人の思いを聞きました。事務局の報告のとおり何ら問題はありませぬのでご承認をお願いいたします。

◎早乙女八重子委員 5番の上石川の件は、●●さんから近所の●●さんへの賃借権設定ですが、問題ありませぬので承認をお願いいたします。

◎神長守雄委員 6番の上石川の件は、石●●さんから●●さんへの売買です。2か所ありまして、一つが国道121号にある石川医院の500mぐらい北側です。もう1か所が五月女生コンの斜め前になります。問題ありませぬのでよろしくをお願いいたします。

◎小平敏男委員 7番の楡木町の件は、●●さんから●●さんへの売買です。●●さんは栃木市に住所を置いています実家がこの近くにあり、農機具もそこに置いてあるそうです。主に野菜を作るといふこととあります。特に問題ありませぬのでよろしくをお願いいたします。

◎金子重博委員 永野の件で8番から13番になります。地権者7名と●●との賃借権設定です。●●は新規就農ですが、従業員で農業長である●●さんが3年間、●●さんのところで麻の栽培や工房などの手伝いをして修行してきたといふことと、麻を栽培するといふこととです。問題ありませぬのでご承認をお願いいたします。

◎青木正好委員 14番の件は、久野の●●さんから●●さんへの使用賃借権設定です。●●さんは新規就農といふこととありますけれども、葛生にある農業法人に勤めていて、そこで農作業をやっています。その会社は80町歩くらい米とそばを作っているそうです。●●さ

んは●●さんの甥に当たりまして近所に住んでいます。●●さんも高齢のため誰かにやってもらいたいということでした、そこで甥の●●さんがやりたいということでしたので、そっくり譲るということです。問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、1番から14番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。1番は中粕尾において、●●申請の営農型太陽光発電設備への一時転用であります。申請地は周囲を畑、山林及び道路に囲まれた農地であり、農地区分については第2種農地、その他の農地に区分されます。本申請は営農型太陽光発電設備であるため計画的な営農行為が条件であり、本申請の営農については●●がヒラタケを栽培する計画であります。本申請は営農型太陽光発電設備の一時転用であるため、令和18年度までの10年間、毎年2月末日までに営農状況についての報告が義務付けられており、一時転用期間満了後も事業を継続する場合には、再度一時転用許可申請を行い許可を得ることが必要となります。以上、4条転用1件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断いたしました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎松井研吉委員 去る2月16日、私と関口委員、橋本局長、大貫係長、永嶋主査の5名で現地調査を行って参りました。中粕尾の●●の営農型太陽光発電施設ということで、現地に問題はありませんでしたので報告いたします。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎金子重博委員 1番中粕尾の件は、事務局と現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認をお願いいたします。

◎議長は、議案第2号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため承認について諮り、1番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。1番は武子において、●●申請の園芸用土採取への一時転用であります。申請地は周囲を畑に囲まれた農地であり、農振農用地でありますが一時的な利用に供するものであります。2番は下沢において、●●さん申請の一般住宅への転用であります。申請地は周囲を畑、水路及び道路に囲まれた農地であり、農地区分については農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し日常生活に必要な施設に該当します。3番と4番は同一事業であるためまとめて説明いたします。本件は引田において●●申請の仮設事務所敷地及び駐車場への一時転用であります。本件は前回の一時転用期間である3年間で南摩ダムの導水路工事が完了しないために、改めて一時転用許可が必要になるというものです。申請地は周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、農振農用地でありますが一時的な利用に供するものであります。5番は西沢町において、●●申請の砂利採取への一時転用であります。申請地は周囲を田及び道路に囲まれた農地であり、農振農用地でありますが一時的な利用に供するものであります。6番は上石川において、●●さん申請の園芸用土採取への一時転用であります。申請地は周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、農振農用地でありますが一時的な利用に供するものであります。7番は深津において、●●さん申請の一般住宅への転用であります。申請地は周囲を畑、宅地及び道路に囲まれた農地であり、農地区分については農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し日常生活に必要な施設に該当します。8番は中粕尾において、●●申請の営農型太陽光発電設備への一時転用であります。申請地は周囲を畑、山林及び道路に囲まれた農地であり、農地区分については第2種農地、その他の農地に区分されます。本申請は営農型太陽光発電設備であるため、計画的な営農行為が条件であり、本申請の営農については●●がヒラタケを栽培する計画であります。本申請は営農型太陽光発電設備の一時転用であるため、令和18年度までの10年間、毎年2月末日までに営農状況についての報告が義務付けられており、一時転用期間満了後も事業を継続する場合には再度転用許可申請を行い、許可を得ることが必要となります。9番は深程において、●●申請の太陽光発電設備への転用であります。申請地は周囲を畑、宅地、山林及び道路に囲まれた農地であり、第2種農地、その他の農地に区分されます。以上、5条転用9件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断いたしました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎関口 清委員 2月16日に現地調査を行いまして、議案第3号につきましては1番から9番になりますが、現地に問題となる状況はありませんでしたので報告いたします。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田野井晃造委員 1番は事務局と現地調査委員の報告のとおり問題ないと思いますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

- ◎高村秀男委員 2番の下沢と3番、4番の引田の件ですが、事務局及び現地調査員の報告のとおり問題はありませんので、ご承認のほどよろしく願いいたします。
- ◎奈良茂男委員 5番の西沢町の件は、●●さんから●●への賃貸借権による園芸用土採取のための一時転用です。現地調査員の報告のとおり問題はありませんので、ご承認をよろしく願いいたします。
- ◎早乙女八重子委員 6番の上石川の件は、●●さんから●●さんへの園芸用土採取のための一時転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認をお願いいたします。
- ◎松井研吉委員 7番ですが、●●さんから息子さんへの使用貸借ということで、何ら問題はありませんのでよろしく願いいたします。
- ◎早乙女八重子委員 6番の池ノ森の件は、太陽光発電ということで売買です。現地調査員の報告、事務局の説明のとおり問題ありませんのでよろしく願います。
- ◎松井研吉委員 7番の白桑田の件は、●●さんが住宅を建てるということで、使用貸借権による転用です。問題ありませんのでよろしく願います。8番の深津の件は、●●さんが住宅を建てるということで、こちらは売買になります。問題ありませんのでよろしく願います。
- ◎金子重博委員 8番の中粕尾の件は、事務局と現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認をお願いいたします。
- ◎青木正好委員 9番の深程の件は、深程の●●さんから●●への所有権移転です。太陽光発電設備を設置するというので、現地調査員の報告のとおり何ら問題はありませんので、よろしく願いいたします。
- ◎議長は、議案第3号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いので承認について諮り、1番から9番について許可することに決定した。
- ◎議長は、議案第4号と議案第5号及び議案第6号の「農用地利用集積等促進計画の公告について」を一括して議題とし、議案説明を事務局に求めた。
- ◎事務局（半田主事） 議案第4号、5号、6号の「農用地利用集積等促進計画の公告について」ご説明いたします。農地中間管理機構が農地を貸し付ける場合は、農地中間管理事業の推
-

進に関する法律第18条に基づき農用地利用集積等促進計画を作成し、同法19条によりこの農用地利用集積等促進計画の案を市が作成する場合には農業委員会の意見を聞くものとされています。この度、鹿沼市長より令和8年1月30日付けで農用地利用集積等促進計画の決定を求められております。議案書には所有者・機構間契約、機構・受け手完契約、一括契約について記載しております。議案書11ページ、12ページをご覧ください。所有者・機構間での所有権移転の計画が5件、18筆、23,638㎡となっております。議案書13ページから15ページをご覧ください。機構・受け手間での所有権移転の計画が5件、18筆、23,638㎡、再配分のための計画が1件、2筆、438.9㎡となっております。議案書16ページから51ページをご覧ください。一括方式での計画が70件、192筆、397,584㎡となっております。以上の計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律18条第5項第2号、3号に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第4号から6号について質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、議案第4号から6号の1番から81番について許可することに決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前10時35分に閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和8年2月24日

議 長

署名委員

署名委員
